

一関労働基準監督署からのお知らせ

令和5年
7月号

1, 令和5年度全国安全週間の実施について(7月1日~7日 準備期間6月)

スローガン **高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場**

今年で96回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和4年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっております。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められます。

皆様の事業場におかれましても、取組みをお願い申し上げます。



2, 7月は「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」重点取組期間です!

今年の夏は、全国的に平年より気温が高い猛暑になる見込みと予報されているところ。当署管内でも、既に熱中症が疑われる症状による労災請求も行われています。

事業者、労働者が協力して、熱中症予防対策の着実な実施をお願いいたします。

熱中症は予防と発症初期の対応が重要です。作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育を通じ、熱中症の予防に努めてください。WBGT 指数計の備え付け、環境省の「熱中症予防情報サイト」の熱中症警戒アラートを活用し、暑さ指数の予報値、速報値を把握するとともに、休憩場所の整備、定期的な水分、塩分の補給等の対策をお願いします。

厚生労働省では、熱中症予防のためのポータルサイト「職場における熱中症予防情報」を開発しておりますので、ご活用をお願いします。

暑く前に飲む!



キャンペーン期間 (5月~9月) にすべきこと

STEP 1	暑さ指数の把握と評価	地域を代表する一部の暑さ指数(環境省)を参考とする
	□ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握	
STEP 2	測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底	
□	暑さ指数の把握	準備期間に検出した設備対策を実施
□	休憩場所の整備	準備期間に検出した休憩場所を設置
□	服装	準備期間に検出した服装を着用
□	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
□	暑熱慣化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
□	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
□	フレックシング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
□	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
□	作業中の労働者の健康状態の確認	蒸汗を顔裏に行い声をかける、労働者お互いの健康状態を留意するよう指導
□	異常時の措置	少しでも本人や周りが見覚えがなくなったら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)などを徹底 ※全身を濡らして涼風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない



3, 新たな転倒災害防止対策が策定されました!

厚生労働省では、休業4日以上労働災害で発生件数が最も多く増加傾向が続いている「転倒災害」の減少を図るため、これまで「STOP!転倒災害プロジェクト実施要綱」に基づき転倒災害防止対策に取り組んで参りましたが、今後は以下により、転倒の態様に対応した具体的な対策を促進することとなりました。(「STOP!転倒災害プロジェクト」は終了となります。)

(1)転倒災害を発生させる環境要因の解消(ハード対策)の指導

作業場・通路その他の労働者が立ち入る場所の照度を高く保つとともに、つまずきや滑り



労働保険料の申告・納付は、7月10日(月)までをお願いします!

等それぞれに係る環境要因を解消する物理的対策(ハード対策)を指導すること。

(2)労働者の高齢化に伴う身体機能の低下への対策(ソフト対策)の促進

転倒災害の実態に鑑みれば、ハード対策のみではその防止対策として不十分であり、特に労働者の高齢化に伴う身体機能の低下への対策(ソフト対策)として、以下の取組を促進すること。

ア 身体機能の低下への対応

転倒災害の原因として、特に障害物や凹凸のないところでつまずいて転倒し、受傷したとされるものや、足がもつれて転倒し、受傷したとされているものが多数を占めており、これらは労働者の身体機能の低下がその要因として大きいと考えられることから、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)に基づき、「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した身体機能の低下に起因する転倒リスクの可視化及び身体機能の維持向上のための取組を促進すること。

イ 骨粗鬆症対策

中高年齢の女性労働者においては、転倒による骨折のリスクが高くなっており、市町村によっては健康増進事業として、一定年齢の女性の住民を対象として骨粗鬆症検診を実施しているため、その受診を勧奨すること。

※ 転倒災害対策の推進にあたり、エイジフレンドリー補助金(申請受付期間;令和5年6月12日~令和5年10月末日)を準備しておりますので、是非ご利用ください。

エイジフレンドリー
ガイドライン
リーフレット



4, 令和5年における労働災害発生状況について(5月末現在)

休業4日以上の死傷災害 **85件** (前年同期と比較して**35件**、**70.0%**増加)
うち、**死亡** **0件** (前年同期と比較して**±0件**)

令和5年5月末現在の死傷災害は85件で、前年同期の50件から35件70.0%の増加となっておりますが、このうち新型コロナウイルス感染症によるものは17件で、これを除くと68件となるものの、新型コロナウイルスによるものを除いても、前年同期の47件から21件44.7%の大幅に増加しています。

なお、死亡災害は発生しておりません。

業種別(新型コロナによるものを除く)では、①製造業18件(前年同期比+6件+50.0%)、②建設業12件(同+8件+200.0%)、③接客娯楽業8件(+7件+700.0%)及び商業8件(同+4件+100.0%)、④運輸交通業6件(同-3件-33.3%)となっており、運輸交通業を除いて大幅な増加傾向となっております。

事故の型別(新型コロナによるものを除く。なお、新型コロナによるものは全体の20%)では、①「転倒」が28件(構成比41.2%)、②「墜落・転落」10件(同14.7%)、③「飛来・落下」及び「はさまれ・巻き込まれ」が各6件(同8.8%)、④「崩壊・倒壊」5件(同7.4%)となっており、「転倒」は前年同期17件で+11件、「墜落・転落」は同6件で+4件、「飛来・落下」は同1件で+5件、「崩壊・倒壊」も同1件で+4件となっております。特に転倒災害が大幅に増加していますが、うち11件は冬季特有の転倒災害となっております。

当署では、令和5年における労働災害を、令和4年確定値から新型コロナウイルス感染症によるものを除いた151件より10%以上減少させた135件以下とするべく、労働災害防止についての周知・啓発、監督指導等に努めて参ります。

5月末現在の発生状況からすると、目標達成は厳しい状況となりつつあります。各事業場の皆様におかれましては、本年はこれ以上労働災害を発生させないという決意の下、労働災害防止対策を着実に実施していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



安全!!!



7月1日から7日までの間は全国安全週間です!
労働災害防止に向けた各種取り組みをお願いいたします。

